

令和 8 年

上尾市教育委員会 7 月定例会 議案

議 案 名

議案第 5 6 号	公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について -----	1
議案第 5 7 号	上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について -----	6

議案第 5 6 号

公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
公文書非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

公文書非公開決定処分に係る審査請求について、却下する裁決をしたい
ので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和８年５月２１日に提起した審査請求人に対する令和８年５月８日付け上教指第２９６－４号の公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第１ 事案の概要

- １ 審査請求人は、令和８年４月２５日、令和８年３月４日開催の上尾市議会文教経済常任委員会における指導課長の発言の根拠となる「識者名」と「文献の典拠」について公開請求した。
- ２ 処分庁は、本件対象文書について、条例第１１条第３項の規定に基づき、令和８年５月８日付け上教指第２９６－４号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、著作権の関係で写しの交付ができないことを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ３ 審査請求人は、令和８年５月２１日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し、公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起した。
- ４ 処分庁は、公開できない理由及び備考欄の内容を変更するため、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－１号において、本件処分を取り消し、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－２号において、請求内容

が判別できる文書・資料等は、存在しないことを理由として処分を行い、その旨を審査請求人に再度通知した。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

本件対象文書について、本件処分の理由として、著作権の関係で写しの交付ができないとしているが、著作権法は公的機関による「複製」を一律に禁止しているわけではなく、行政機関個々の判断で「閲覧のみ」「部分開示」などの方法をとることも可能である。

今回の情報公開請求に当てはめれば、まず、著者や発言者の（職）氏名を正しく記述し、正確な文献名と掲載ページを示したうえで請求人が求めた次の記述、すなわち、「調査組織が被害者側の要求に応えた場合、調査の公平性・中立性が確保できなくなってしまうことから、事前に調査報告書を渡さない」という文言が判別できるようにして（他の文章や文言は黒塗りでも可）請求人に示すなどの方法が考えられることから、教育委員会の対応は基本的な点で過誤であると言える。

請求人による公開請求の対象は「典拠の特定」であり、著作物そのものの複製を求めていることは明らかである。請求人が求めたのは、①指導課長が引用した「有識者」が誰か ②その発言がどの文献・会合に基づくものかの2点であり、これらを示す文書・資料等であることから、著作物の全文複製を求めるものではなく、行政内部の説明資料・根拠文書の開示を求めているものである。

2 処分庁の主張

令和8年5月8日付け上教指第296-4号において本件処分を行ったが、公開できない理由及び備考欄の内容を変更するため、令和8年6月12日付け上教指第697-1号において、本件処分を取り消した。

そして、令和8年6月12日付け上教指第697-2号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、存在しないことを理由として、その旨を審査請求人に再度通知し、処分を行った。

よって、令和8年6月12日付け上教指第697-1号において、本件処分は取り消されている。

なお、令和 8 年 6 月 1 2 日（金）に、本件処分が取り消されている旨を審査請求人に伝えたが、本件審査請求を取り下げる意向はなかった。

第 3 理由

令和 8 年 6 月 1 2 日に審査請求の前提となっている本件処分は取り消されているため、処分の取消しを求める審査請求の利益を欠くものであり、本件審査請求は不適法である。

第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第 4 5 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの

訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 5 7 号

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員に下記の者を委嘱し、又は任命する。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱〔任期：令和 1 0 年 7 月 3 1 日まで〕

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
1 号 委員	ひぐち あつし 樋口 敦	上尾市緑丘在住	上尾市議会議員	新任
	おがわ あきひと 小川 明 仁	上尾市本町在住	上尾市議会議員	新任
2 号 委員	すずき れいぞう 鈴木 礼 三	上尾市瓦葺在住	上尾市自治会連合会理事	再任
	しみず みつる 清水 満	上尾市井戸木在住	上尾市自治会連合会理事	再任
	すずき けんいちろう 鈴木 健 一 郎	上尾市本町在住	上尾市 P T A 連合会副会長	新任
	さいとう まさと 齋 藤 昌 斗	上尾市中妻在住	上尾市 P T A 連合会副会長	再任
3 号 委員	す が さとし 須賀 聡	上尾市愛宕在住	元上尾市 P T A 連合会会長	再任
	はよう まさあき 葉養 正 明	千葉県野田市在住	東京学芸大学名誉教授 国立教育政策研究所名誉所員	再任

2 任命〔任期：令和10年7月31日まで〕

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
2 号 委員	ほだま けいいち 帆玉 敬一	上尾市立西小学校 勤務	上尾市小学校校長会会長	新任
	やまだ まさひろ 山田 正浩	上尾市立大谷中学校 勤務	上尾市中学校校長会会長	新任

【選出区分】

- 1 号委員：市議会の議員
 2 号委員：各種団体を代表する者
 3 号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の任期満了に伴い、上尾市立小・中学校通学区域審議会条例第2条第2項の規定により、委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。